

# 苫小牧工業高等専門学校教職員表彰規程

規則第17号

制 定 昭和53年12月25日

一部改正 平成18年4月1日

(趣旨)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員及び教職員以外の者（以下「教職員等」という。）に対する本校校長の行う表彰等（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第43条第一号に定める表彰を除く。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(表彰状及び感謝状)

**第2条** 校長が、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則の実施について（平成16年4月1日理事長裁定）第3項各号の一に該当すると認めた教職員等には、表彰状を授与する。

2 校長が、本校の発展のため顕著な功績があったと認めた教職員等には、感謝状を授与する。

**第3条** 前条の表彰状及び感謝状にあわせて記念品を贈呈することがある。

(審議)

**第4条** 被表彰者等については、本校運営委員会において審議し校長が表彰等の可否を決定する。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和53年12月25日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。